平成 27 年 4 月 17 日

第2回多度津町議会臨時会会議録

1、招集年月日	平成 27 年 4 月 1	7日(金) 午前	9時 開議		
1、招集の場所	多度津町役場	議場			
1、出席議員					
1	番 志村 忠	召 2	番 塩野	拓二	
3	番 金井 浩	三 4	番 村井	保夫	
5	番 隅岡 美	子 6	番 村岡	清邦	
7	番 小川 (呆 8	番 古川	幸義	
9	番 村井 第	边 10	番 尾崎	忠義	
1 1	番 渡邉美喜	子 12	番 庄野	克宏	
1 3	番 門 瀧椒	推 14	番 佐々え	木 勇	
1、欠席議員					
なし					
1、地方自治法第 121 条の規定による出席者					
町	長	3	九尾 幸雄		
副	町 長	Ÿ	可西 浩一		
教 育 長		E	田尾 勝	勝	
会計管理者		Ţ	山下 俊和	俊和	
町長公室長		H	高嶋 好弘	好弘	
総務課長		7	百原 光弘	`	
政策企画課長		Ī	岡部 登		
税務課長		Γ	中川 隆弘	\	
住民課長		<u> </u>	天野 修司		
福祉保健課長		月	藤原 安江		
福祉保健課主幹		5	九岡 多恵	多恵子	
環境課長		7	万井 克典	克典	
建設課長		Ē	島田 和博	和博	
産業課長		礻	申原 宏一	宏一	
消防長		Ē	前原 成俊	成俊	
上下	水道課長	Ť	可田 数明		
教育	『課長	Ī	到 敦憲	;	
1、議会事務局職員					
事務	5局長	Г	中野 弘之		
書	記	į	宮本 和季	i	
1、審議事項					

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長(志村 忠昭)

おはようございます。

議員各位におかれましては、何かとご多忙の中、ご参集を頂きありがとうございます。

ただ今より、平成27年第2回多度津町議会臨時会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。

町長(丸尾 幸雄)

皆さんおはようございます。

もう桃陵公園の満開だった桜ももう散って、これからは若葉青葉の薫る新緑の季節へと移り変わっていくところだと思いますが、今日は第2回臨時会に議員の皆様におかれましては大変ご多忙のところご出席を頂きまして、本当にありがとうございます。

今日はこの臨時会、4 議案を上程させていただいておりますが、そのうちの一つ、防災行政無線の締結についてお諮りをいたしますが、安心安全なまちづくりの中のハード面で大変大きなウエイトを占めている事業でありますので、どうかご審議の程お願いしたらと思っております。

よろしくお願いいたします。

議長(志村 忠昭)

ありがとうございました。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第 113 条の規定により、平成 27 年第 2 回多度津町議会臨時会は成立を致しました。

これより、第2回臨時会を開会致します。

本日の議事日程は、配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 125 条の規定により、6 番、村岡清邦君、10 番、尾崎忠義君を指名 致します。

日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

第2回臨時会の会期は、本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ご ざいませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定を致しました。

日程第 3、議案第 1 号、専決処分の承認について(多度津町税条例等の一部を 改正する条例)を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

税務課長 中川君。

税務課長(中川 隆弘)

おはようございます。

それでは、議案第1号、専決処分の承認について(多度津町税条例等の一部を 改正する条例)の、提案説明をさせていただきます。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布されたことに伴い、多度津町税条例の所要の改正を行うものでございます。

改正内容が、原則、本年4月1日からの施行日となりますことから、多度津町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付けで、別紙のとおり専決処分を行い、公布いたしましたので、同条第3項の規定により、報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の改正の主な内容でございますが、一つ目は、軽自動車税関係でございます。

平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例を導入することや、二輪車等に係る税率の引上げ時期を平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期しようとするものでございます。

2つ目は、個人住民税関係でございます。

個人住民税に係る「ふるさと納税」について、「ふるさと納税ワンストップ特例」 が創設されるほか、住宅ローン減税措置の対象期間を1年半延長しようとする ものです。

3つ目は、固定資産税関係でございます。

平成27年度は、固定資産評価替えの基準年度に当たり、宅地や農地等の負担調整措置について、現行の仕組みを3年間延長するほか、据置年度においては簡易な方法により価格の下落修正が行える特例措置を継続しようとするものでございます。

その他、番号利用法や関係法令の改正に伴う条文整備も含まれた内容のものとなっております。

それでは、参考資料として添付をしております新旧対照表を用い、ご説明させていただきたいと思います。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後となっております。

また、条例改正に伴う施行日は、改正附則に定めてありますが、条文ごとに施行日が異なりますことから、条文ごとの説明とさせていただきます。

それでは、22ページからをお開きください。

まず第1条関係といたしまして、多度津町税条例の一部改正でございます。

第2条は、「用語」に関する規定で、第3号及び第4号は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)この法改正がなされたことに伴い、条文を整備するものでございます。施行日は、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(以下、「番号法施行の日」といいます。)であります。

23ページ中段をご覧ください。

第 18 条の 4 は、「納税証明書の交付手数料」に関する規定で、適用条文の整理 でございます。

23ページ下段をご覧ください。

第23条は、「町民税の納税義務者等」に関する規定で、法人町民税における恒久的施設に係る規定を、法人事業税と同様に書き下す形式に改めようとするものでございます。

施行日は、平成28年4月1日であります。

24ページから30ページ中段までをご覧ください。

第 31 条は、法人町民税の「均等割の税率」に関する規定で、第 2 項及び第 4 項は、法人町民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の改正に伴う条 文の整備でございます。

施行日は、平成27年4月1日となっております。

30ページ中段をご覧ください。

第33条は、「所得割の課税標準」に関する規定で、所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税所得割の計算において、当該譲渡所得については所得税法の計算の例によらないものとする条文の整備でございます。

施行日は、平成28年1月1日となっております。

31ページ上段をご覧ください。

第36条の2は、「町民税の申告」に関する規定ですが、番号法改正に伴う条文の整備でございます。

施行日は、番号法施行の日となっております。

31ページ下段をご覧ください。

第36条の3の3は、「個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告所」 に関する規定で、

所得税法の項ずれに伴う条文の整備でございます。

施行日は、平成28年1月1日であります。

32ページをご覧ください。

第 48 条は、「法人の町民税の申告納付」に関する規定、33 ページ中段から 34 ページ中段までをご覧ください。

第50条は、「法人の町民税に係る不足税額の納付の手続」に関する規定で、いずれも、法人税法の号ずれに伴う条文の整備となっております。

施行日は、どちらも平成27年4月1日であります。

34ページ下段から35ページ上段までをご覧ください。

第51条は、「町民税の減免」に関する規定で、第2項は、減免の申請期限について、各市町村の実情に応じて規定できることを明確化した改正。

次に2項第1号は、番号法改正に伴う所要の措置となっております。

施行日は、2項の申請期限の部分は、平成27年4月1日、第1号の部分は、番号法施行の日であります。

35ページ中段をご覧ください。

第57条は、「固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」に関する規定。

36ページ上段をご覧ください。

第59条は、「固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告」に関する規定で、いずれも適用条項の号ずれに伴う条文の整備でございます。

施行日は、どちらも平成27年4月1日であります。

36ページ下段から37ページ上段をご覧ください。

第63条の2は、「施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出」 に関する規定。

次に37ページ中段から39ページ上段までをご覧ください。

第63条の3は、「法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出」に関する規定で、いずれも番号法改正に伴う条文の整備でございます。

施行日は、どちらも番号法施行の日であります。

40ページをご覧ください。

第71条は、「固定資産税の減免」に関する規定で、第1項は文言の整理、第2項の前半部分は減免の申請期限について各市町村の実情に応じて規定することを明確化したもの、2項第1号は、番号法改正に伴う条文の整備でございます。施行日は、2項の申請期限の部分は平成27年4月1日、第1号の部分は、番号法施行の日であります。

40ページ下段から42ページ中段までをご覧ください。

第74条は、「住宅用地の申告」、第74条の2は、「被災住宅用地の申告」に関す

る規定で、いずれも番号法改正に伴う条文の整備でございます。

施行日は、どちらも番号法施行の日となっております。

42ページ下段から46ページ中段までをご覧ください。

42ページ下段第89条は、「軽自動車税の減免」に関する規定、43ページ下段第90条は、「身体障害者等に対する軽自動車税の減免」に関する規定、45ページ下段第131条の3は、「特別土地保有税の減免」に関する規定で、いずれも、減免の申請期限について、各市町村の実情に応じて規定することを明確化したもの、及び番号法改正に伴う条文の整備でございます。

施行日は、減免の申請期限については平成27年4月1日、番号法改正に伴う条 文の整備は、番号法施行の日となっております。

46ページ下段から48ページ上段までをご覧ください。

附則第4条は、「納期限の延長に係る延滞金の特例」に関する規定で、法人税法 の条ずれに伴う条文の整備でございます。

施行日は、平成28年4月1日であります。

48ページ中段をご覧ください。

附則第7条の3の2は、「個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除」に関する規定で、所得税から控除しきれなかった分を個人住民税から税額控除する住宅ローン減税制度の適用期限を、平成29年12月31日から平成31年6月30日まで1年6カ月延長するものでございます。

施行日は、平成27年4月1日であります。

48ページ下段から51ページ中段までをご覧ください。

附則第9条及び第9条の2は、「個人の町民税の寄付金控除額に係る申告の特例等」に関する規定で、個人町民税に係る「ふるさと納税」について、確定申告を必要とする現行の仕組みに税法上の特例を創設し、確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合は、寄付先団体に要請することにより、ワンストップで本特例を受けることが可能となる所要の措置でございます。

施行日は、平成27年4月1日であります。

51ページ中段から52ページ上段までをご覧ください。

附則第10条の2は、「法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合」に関する規定で、

固定資産税の「わがまち特例」対象資産に、5項及び6項に管理協定が締結された津波避難施設等を加え、特例割合を2分の1に、9項にサービス付き高齢者向け賃貸住宅を加え、特例割合を3分の2と定めたこと、また、これらの所要の措置に伴う項ずれ等の整備でございます。

施行日は、平成27年4月1日であります。

次に52ページから56ページまでをご覧ください。

附則第 10 条の 3 は、「新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」に関する規定で、各項とも番号法改正に伴う条文の整備でございます。

施行日は、番号法施行の日であります。

57ページから58ページ上段までをご覧ください。

附則第 11 条は、「土地に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義」に関する規定、

附則第 11 条の 2 は、「平成 28 年度又は平成 29 年度における土地の価格の特例」 に関する規定で、いずれも、固定資産税課税標準の据置特例の延長に伴う所要 の改正で、それぞれ年度更新でございます。

施行日は、どちらも平成27年4月1日であります。

58ページ中段から62ページ中段までをご覧ください。

58ページ附則第12条は、「宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例」に関する規定、61ページ下段をご覧ください。

附則第13条は、「農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例」に関する規定で、いずれも、表題部、本文とも据置特例の延長に伴う所要の改正で、それぞれ年度更新となっております。

施行日は、どちらも平成27年4月1日であります。

62ページ下段から63ページをご覧ください。

附則第 15 条は、「特別土地保有税の課税の特例」に関する規定で、法附則第 31 条の 3 の改正に伴う所要の改正で、それぞれ年度更新でございます。

施行日は、平成27年4月1日であります。

64ページから66ページ上段までをご覧ください。

附則第 16 条は、「軽自動車税の税率の特例」に関する規定で、いわゆる軽自動車税のグリーン化特例に関する改正であります。

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じてそれぞれ、税率を概ね100分の75軽減、100分の50軽減、100分の25軽減するとした、グリーン化特例が導入されたことに伴う条文の整備でございます。

施行日は、平成27年4月1日であります。

66ページをご覧ください。

旧附則第16条の2は、「たばこ税の税率の特例」に関する規定で、旧附則部分を削除し、改正条例の附則第5条「町たばこ税に関する経過措置」の中で、旧3級品の製造たばこに係る特例税率を、段階的に廃止しようとするものでございます。

続きまして、67ページから71ページにかけては、第2条関係といたしまして、 多度津町税条例等の一部を改正する条例(平成26年多度津町条例第8号)の一 部を改正するものです。

67ページから68ページ上段をご覧ください。

附則第 16 条は、「軽自動車税の税率の特例」に関する規定ですが、法附則第 30 条の改正に伴い、旧附則第 16 条を改めようとするものでございます。

施行日は、平成27年4月1日であります。

68ページ中段からをご覧ください。

改正附則第1条は、「施行期日」に関する規定、69ページ中段第4条は「軽自動車税に関する経過措置」に関する規定で、平成27年度分以後の年度分の軽自動車税について適用するとしておりました原動機付自転車及び二輪車に係る税率について、適用開始時期が1年間延長されたことに伴う所要の措置でございます。

施行日は、条例公布の日であります。

69ページ下段から71ページまでをご覧ください。

第6条は、軽自動車税のグリーン化特例が、改正条例の附則第16条に新設されたことに伴う所要の措置でございます。

施行日は、平成27年4月1日であります。

10ページにお戻りください。

最後に、本改正条例の附則といたしまして、10 ページ下段から、第 1 条として「施行期日」、11 ページ下段から、第 2 条として「町民税に関する経過措置」、12 ページ中段から、第 3 条として「固定資産税に関する経過措置」、13 ページ中段から、第 4 条として「軽自動車税に関する経過措置」、13 ページ下段から 21 ページ中段までは、第 5 条としまして「町たばこ税に関する経過措置」、21 ページ下段は、第 6 条として「特別土地保有税に関する経過措置」をそれぞれ 定めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、専決処分の承認につきまして、よろしくご審議頂きますようお願いいたします。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第1号についてを採決致します。

本案は、原案の通り承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案の通り承認することに、決定致しました。

日程第 4、議案第 2 号、専決処分の承認について(多度津町都市計画税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

税務課長、中川君。

税務課長(中川 隆弘)

議案第2号、専決処分の承認について(多度津町都市計画税条例の一部を改 正する条例)の、提案説明をさせていただきます。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布されたことに伴い、多度津町都市計画税条例の所要の改正を行うものでございます。

改正内容が、本年4月1日からの施行日となりますことから、多度津町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付けで、別紙のとおり専決処分を行い、公布いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。今回の改正は、議案第1号でご説明しました固定資産税と同様に、平成27年度の評価替えに当たり、原則として、従来の土地に係る負担調整措置を3年間継続することとした所要の改正を行うものでございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を使い説明をさせてい ただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分となっております。

それでは、5ページをご覧ください。

第2条は、「納税義務者等」に関する規定でございますが、地方税法第349条の3において、固定資産の課税標準の特例対象条項の追加に伴い、条文を整備するものでございます。

5ページ下段から9ページ中段までをご覧ください。

附則第3項から第7項までは、「宅地等に対して課する都市計画税の特例」に関

する規定でございます。

地方税法附則第25条の改正に伴う年度更新があり、宅地等に対する特例を「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に、 適用期間を3年間延長するものでございます。

9ページ中段から10ページ中段をご覧ください。

附則第8項は、「農地に対して課する都市計画税の特例」に関する規定でございますが、先ほどの宅地等と同様に法附則第26条の改正に伴う年度更新で、適用期間を「平成27年度から平成29年度まで」3年間延長するものでございます。10ページ下段をご覧ください。

附則第10項は、「固定資産税の課税標準の特例」についての規定でありますが、 適用条文の項ずれ、及び新設に伴う条項番号の整理であります。

3ページにお戻りください。

本改正条例の附則といたしまして、第 1 項として、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

4ページをご覧ください。

第2項として、新条例の規定は平成27年度以後の年度分の都市計画税について 適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。と 規定するものです。

以上、誠に簡単な説明ですが、専決処分の承認につきまして、よろしくご審議 頂きますようお願いいたします。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第2号についてを採決致します。

本案は、原案の通り承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案の通り承認することに、決定致しました。

日程第 5、議案第 3 号、専決処分の承認について(多度津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

税務課長、中川君。

税務課長(中川 隆弘)

議案第3号、専決処分の承認について(多度津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の、提案説明をさせていただきます。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布されたことに伴い、多度津町国民健康保険税条例の所要の改正を行うものでございます。

改正内容が、本年4月1日からの施行日となりますことから、多度津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付けで、別紙のとおり専決処分を行い、公布いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

改正の主な内容は、国民健康保険の保険税について、被保険者の負担の適正化を図るため、「基礎課税額」、「後期高齢者支援金等課税額」及び「介護納付金課税額」に係る課税限度額を引き上げる一方、低所得者層の負担軽減措置における所得判定基準額の見直しを行うことにより、負担軽減の対象世帯を一部拡大するものでございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用い説明させていた だきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

5ページをご覧下さい。

第2条は、国民健康保険税の「課税額」を規定するものでございます。

第2項は、基礎課税額に係る課税限度額を現行の51万円から52万円に、第3項は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行16万円から17万円に、第4項は、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行14万円から16万円に、それぞれ引き上げる改正でございます。

6ページをご覧ください。

第21条は、「国民健康保険税の減額」に関する規定でございます。

6ページ中段から下段までは、今回の課税限度額の引上げに伴う所要の改正、7ページをご覧ください。

21条第2号では、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗ずべき金額を、現行の24万5,000円から26万円に、第3号では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を、現行の45万円から47万円に、それぞれ基準額を見直す改正でございます。

3ページにお戻りください。

本改正条例の附則としまして、第1項は、この条例は平成27年4月1日から施行する。

第2項として、改正後の規定は平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものです。

4ページをご覧ください。

第3項として、「平成25年多度津町条例第14号」で改正しました国民健康保険税条例の附則第14項の改正規定の施行期日を、平成28年1月1日に改めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明ですが、専決処分の承認につきまして、よろしくご審議 頂きますようお願いいたします。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を開始致します。

尾崎議員。

議員(尾崎 忠義)

金額についてですけど、この境目というんですか、この限度額上げた分の幅 の分はどのようにお考えかお聞きしたいんですけど。

税務課長(中川 隆弘)

尾崎議員の質問にお答えいたします。

限度額を引き上げた分についてということなんですが、今回の改正はあくまでも上位法に基づく国の法律の改正に基づく改正でございまして、先程も提案説明で申し上げましたが、あくまでも被保険者の負担の適正化を図るために国が課税限度額を超える世帯について引き上げる、高所得者層については引き上げさせていただいて、それで低所得者とか中所得者に対しましては逆に軽減の所得判定基準を、ハードルを少し下げることによりまして負担の適正を図ろうとするような法律の改正がありまして、それに伴いまして本町もそれに対応する為に速やかに専決処分させていただいたような内容となっております。

ちなみに平成26年度につきましては、限度額世帯が当初課税で70世帯ほどございましたので、70世帯ほどが少し影響があろうかとは思いますが、一方で5

割軽減とか2割軽減世帯が約1000世帯ぐらいありますので、そこら辺については少し軽減所得の判定が、ハードルが少し下がることによってそこらあたりについては、一部拡大していくような、そのような負担の適正化の改正となっておりますので、ご理解いただけたらと思います。

議長(志村 忠昭)

他にありませんか。

ないようですので、これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第3号についてを採決致します。

本案は、原案の通り承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案の通り承認することに、決定致しました。

日程第6、議案第4号、工事請負契約の締結について(平成27年度多度津町防災行政無線システム等整備工事)を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君。

総務課長(石原 光弘)

おはようございます。それでは、議案第4号、工事請負契約の締結について の、提案説明をさせていただきます。

件名につきましては、「平成27年度多度津町防災行政無線システム等整備工事」 でございます。

本事業につきましては、昨年 12 月定例議会において、補正予算を計上し、繰り越し事業としているものでございます。

工事受注者につきましては、プロポーザル方式公募型により選考を行いました。 去る、1月30日に募集要領等の公表を行い、技術提案を求めておりました。 その後、書類審査へ経て、3月16日に副町長を委員長に外部有識者1名を含め、 6名によりプレゼンテーション評価を行い審査の結果、工事受注者が決定され たものであります。

契約金額は、2億4,722万2,584円でございます。

工事請負人は、高松市観光通一丁目8番地2、西日本電信電話株式会社香川支

店、支店長真塚教夫でございます。

また、参考資料といたしまして、2ページから3ページに工事請負契約書及び 契約保証金にかわる保証書の写しを添付いたしております。

また、工事の概要といたしましては、同報系防災行政無線とし、陸地部に 27 箇所、島嶼部に 3 箇所の屋外スピーカーの設置を予定し、非常時の対応として、無線放送の親局を消防本部に、補助局として役場及び丸亀市消防本部に設置することとしております。

また、町内各幼・小・中学校に、J-ALERTの緊急情報や防災情報を迅速に伝達するシステムも構築いたします。

以上の内容のものを、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第2条の規定により、本工事請負契約に関する契約を締結することについて、議会の議決をもとめるものでございます。

以上簡単ではございますが、議案第4号、工事請負契約の締結について、よろ しくご審議賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を開始致します。

尾崎議員。

議員(尾崎 忠義)

先程説明にあった島嶼部3カ所いうのは、高見、佐柳あると思うんですが、1 個ずつじゃなくて1カ所余分になるんですけど、どこかちょっと。

総務課長(石原 光弘)

尾崎議員質問の島嶼部ですが、佐柳が2カ所と高見が1カ所でございます。 議長(志村 忠昭)

ほかにありませんか。

議員 (門 瀧雄)

高見で1カ所いうのは、ちょっと聞こえが悪いんじゃないですか。 どうなんですか。

総務課長(石原 光弘)

門議員質問でございますが、今のシステムの前段でですね、調査を行っております。

それである程度、高見は1カ所で十分届くと言う結論に出ておりますので、今後届かない部分がもし実際に構築した後ですね、出てくればそれなりの対応はまた今後の検討課題として図っていきたいと考えております。

よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長(志村 忠昭)

ほかにございませんか。

議員(小川 保)

この防災無線システムの有効性についてちょっとお尋ねいたします。

町内にマイク等を据えての防災の情報を緊急的に知らすということの住民に対する安全安心のその為のものであろうというふうに推察いたしますが、冬場におけるこの有効性はいかがなものかと質問をいたしたいと思います。

よろしくお願いします。

総務課長(石原 光弘)

小川議員ご質問の冬場における有効性でございますが、これはもうどこの自治体で整備しているものの防災行政無線についても、冬場風が強い時期、窓を閉めてですねしているということで、十分届かないということは現実的にあると理解しております。

また秋口の台風時にも大雨とか強風の中でですね、届かないということは十分予想されます。

それはですね、今後全自治体の課題でありますのでそれぞれいろんな機会をもってですね、県の方もそういうこともあるという情報交換もしておりますので、方法論としてはとりあえず防災行政無線で、ある程度のカバーはするとそういう状況の判断によっては、例えば防災ラジオとかですね、そういうことも今後検討していかなければならないということで、まず町が一番遅れている防災行政無線についての構築を図って、次の段階としてはそういうことは考えていかなければいけないと考えておりますので、よろしくご理解お願いいたします。

議長(志村 忠昭)

ほかにありませんか。

議員(村井 勉)

この防災行政無線、設置場所はもう決まっておるんですか。

総務課長(石原 光弘)

村井議員の質問ですが、ほぼ設置場所は決まっておりますが、今の予定として公共用地ということはあります。

公共用地に近いものでありますけれども、今後この議決を頂いたらその用地の確認でですね、個人の所有地とかそういうところも出てくる可能性がありますので、そこは6月末をめどにその箇所を決定していきたいと思っています。 大筋決めておりますので。

議長(志村 忠昭)

ほかにありませんか。

ないようですので、これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第4号についてを採決致します。

本案は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案の通り可決することに、決定致しました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了致しました。

これをもって、平成27年第2回多度津町議会臨時会を閉会致します。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午前9時48分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 27年4月17日第2回多度津町議会臨時会

議 長

議員

議員

事務局長

書記